

熊本県水防計画書(平成29年度修正) 新旧対照表

現 行	新 (平成29年度修正)	修正理由
<p>【 本 編 】</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 目 的</p> <p>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、熊本県における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>第 2 節 用 語 の 定 義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 水防管理団体 水防の責任を有する市町村をいう（法第2条第1項）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 水防管理者 水防管理団体である市町村の長をいう（法第2条第2項）。</p> <p>(4) 消防機関 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。</p> <p>(5) 水防警報 国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 避難判断水位 市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p> <p>(9) 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位をいう。 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。</p>	<p>【 本 編 】</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 目 的</p> <p>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、熊本県における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、<u>内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）</u>、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>第 2 節 用 語 の 定 義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 水防管理団体 水防の責任を有する市町村をいう（法第2条第2項）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 水防管理者 水防管理団体である市町村の長をいう（法第2条第3項）。</p> <p>(4) 消防機関 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。</p> <p>(5) 水防警報 国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 避難判断水位 市町村長の避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p> <p>(9) 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位をいう。 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される<u>洪水</u>特別警戒水位に相当する。</p>	<p></p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>内閣府等通知</p> <p>水防法改正</p>

現 行	新 (平成29年度修正)	修正理由
<p>(10) (略)</p> <p>(11) 浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、河川整備の計画降雨により、当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるとして、国又は県が指定した区域をいう（法第14条）。</p> <p>(12) (略)</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p>(1) 県の責任</p> <p>① (略)</p> <p>② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第5項）</p> <p>③ ～ ⑤ (略)</p> <p>⑥ 水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）</p> <p>⑦ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）</p> <p>(2) 水防管理団体の責任</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）</p> <p>(3) 国土交通省の責任</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）</p> <p>④ ～ ⑤ (略)</p> <p>⑥ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）</p> <p>第4節 安全配慮</p> <p>洪水、高潮又は津波等いずれの場合においても、危険を伴う水防活動等に従事する者の安全が確保されるよう配慮するものとする。</p> <p>水防作業のほか、避難誘導、水門（閘門）操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。</p>	<p>(10) (略)</p> <p>(11) 洪水浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるとして、国又は県が指定した区域をいう（法第14条）。</p> <p>(12) (略)</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p>(1) 県の責任</p> <p>① (略)</p> <p>② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）</p> <p>③ ～ ⑤ (略)</p> <p>⑥ 水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）</p> <p>⑦ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）</p> <p>(2) 水防管理団体の責任</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）</p> <p>(3) 国土交通省の責任</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）</p> <p>④ ～ ⑤ (略)</p> <p>⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）</p> <p>第4節 安全配慮</p> <p>洪水、内水、高潮又は津波等いずれの場合においても、危険を伴う水防活動等に従事する者の安全が確保されるよう配慮するものとする。</p> <p>水防作業のほか、避難誘導、水門（閘門）操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。</p>	<p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p>

現 行	新 (平成29年度修正)	修正理由
<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 水防本部</p> <p>県は、熊本地方気象台から水防に関する気象予警報の通知を受け、洪水、高潮又は津波のおそれがあると判断したときから、その洪水、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、熊本県庁内に水防本部を設置する。</p> <p>なお、熊本県災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の土木対策部として水防業務を遂行する。</p> <p>第2節 水防区本部</p> <p>熊本土木事務所及び各地域振興局（以下「各地域振興局等」という。）は、熊本地方気象台から水防に関する気象予警報の通知を受け、洪水、高潮又は津波のおそれがあると判断したときから、その洪水、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、各地域振興局等内に水防区本部を設置する。</p> <p>第4章 気象予警報等・観測・通信連絡</p> <p>第1節 気象予警報等</p> <p>(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報</p> <p>熊本気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 水防本部</p> <p>県は、熊本地方気象台から水防に関する気象予警報の通知を受け、洪水、<u>内水</u>、高潮又は津波のおそれがあると判断したときから、その洪水、<u>内水</u>、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、熊本県庁内に水防本部を設置する。</p> <p>なお、熊本県災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の土木対策部として水防業務を遂行する。</p> <p>第2節 水防区本部</p> <p>熊本土木事務所及び各地域振興局（以下「各地域振興局等」という。）は、熊本地方気象台から水防に関する気象予警報の通知を受け、洪水、<u>内水</u>、高潮又は津波のおそれがあると判断したときから、その洪水、<u>内水</u>、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、各地域振興局等内に水防区本部を設置する。</p> <p><u>なお、組織改編に伴い、当面の間、水防区本部の設置については弾力的な運用を図ることとする。</u></p> <p>第4章 気象予警報等・観測・通信連絡</p> <p>第1節 気象予警報等</p> <p>(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報</p> <p>熊本気象台長は、気象等の状況により洪水、<u>内水</u>、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>組織改編</p> <p>水防法改正</p>

現 行	新 (平成29年度修正)	修正理由				
<p>第5章 洪水予報・水防警報等</p> <p>第1節 洪水予報等 (略)</p> <p>第2節 水防警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事が発表する水防警報</p> <p>① 水防警報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="176 603 698 833"> <tr> <td data-bbox="176 603 264 833">警戒</td> <td data-bbox="264 603 698 833">洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td> </tr> </table> <p>③ 水防警報対象量水標の設定水位と条件 水防警報対象量水標の設定水位と条件については資料編【Ⅲ-7-②】のとおり。</p>	警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	<p>第5章 洪水予報・水防警報等</p> <p>第1節 洪水予報等 (略)</p> <p>第2節 水防警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事が発表する水防警報</p> <p>① 水防警報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1126 603 1621 833"> <tr> <td data-bbox="1126 603 1214 833">警戒</td> <td data-bbox="1214 603 1621 833">洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備(高齢者等においては避難の開始)をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td> </tr> </table> <p>③ 水防警報対象量水標の設定水位と条件 水防警報対象量水標の設定水位と条件については資料編【Ⅲ-7-②】のとおり。 <u>なお、水位計の欠測等により水位情報の通知及び周知ができない状況であることが判明した場合は、速やかに原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、関係機関及び水防管理者に報告すること。</u> <u>また、欠測が長期に及ぶことが見込まれる場合は、具体的な復旧期日を定めて関係機関等に周知すること。</u></p>	警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備(高齢者等においては避難の開始)をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	<p>内閣府等通知</p> <p>国交省通知</p>
警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。					
警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備(高齢者等においては避難の開始)をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。					